

第4次土地利用基盤整備基本調査記入要領

第1 一般事項

本調査は、第3次土地利用基盤整備基本調査（前回調査：H5.3末時点、H5年度調査）の調査地図を基に、市町村単位に平成13年3月31日現在の農地の立地条件及び整備状況等を把握するための地図を作成する。

第2 調査時点及び調査の対象

1. 調査時点

平成13年3月31日現在とする。

2. 調査の対象

（1）農地

市町村（平成13年3月31日現在の市区町村。以下同じ。）の行政区域内にある農地を対象とする。

（2）土地利用計画

市町村の行政区域全域を対象とする。

（3）整備状況

市町村の行政区域のうち市街化区域等（都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域及び同法第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下同じ。）を除く区域にある農地を対象とする。

第3 調査項目の種類

本調査においては、次の項目について調査用システムを使用して調査地図を作成し、その地図データを基に調査用システム上で面積集計を行う。

1. 農地・土地利用計画区分

（1）地目別農地

（水田、普通畑、牧草地、樹園地）

（2）土地利用計画区分

（農振農用地区域、農振その他区域、市街化区域等、その他の地域）

2. 整備状況

（1）区画形状

（2）農道

（3）用水

（4）排水

3. 傾斜状況

第4 調査地図の記入方法

項 目	記 入 方 法															
1. 農地・土地利用 計画区分																
(1) 地目別農地																
①農地界	各調査項目に共通する農地界（鉄道、道路、河川、山地、集落等によって分断されない地続きの農地の外周）を平成13年3月31日時点に修正する。 農地界の修正は、各種既存資料を基に現地補足等により、前回調査時点以降（平成5年4月～平成13年3月）におけるかい廃農地の削除及び造成農地の追加を行うとともに、前回調査の誤差修正を行う。															
②地目界	農地の一団の塊において複数の地目（田、普通畑、牧草地、樹園地）が存在する場合にその地目界を平成13年3月31日時点に修正する。 地目界の修正は、各種既存資料等を基に現地補足等により、前回調査時点以降における地目転換部分の修正及び前回調査の誤差修正を行う。 地目ごとの彩色は下表のとおり。 <table><tr><td>地 目 区 分</td><td>区分番号</td><td>彩 色</td></tr><tr><td>田</td><td>1</td><td>桃 色</td></tr><tr><td>普 通 畑</td><td>2</td><td>黄 色</td></tr><tr><td>牧 草 地</td><td>3</td><td>緑 色</td></tr><tr><td>樹 園 地</td><td>4</td><td>橙 色</td></tr></table>	地 目 区 分	区分番号	彩 色	田	1	桃 色	普 通 畑	2	黄 色	牧 草 地	3	緑 色	樹 園 地	4	橙 色
地 目 区 分	区分番号	彩 色														
田	1	桃 色														
普 通 畑	2	黄 色														
牧 草 地	3	緑 色														
樹 園 地	4	橙 色														

解	説
農地界の修正等に当たっては、調査用システム上（背景図の縮尺を拡大変更）で、入力可能な範囲で行い、農地の中に点在する非農地又は、非農地の中に点在する農地などの小規模で虫食いのない廃又は造成については、その一団の塊が10a程度以上のものを対象に入力する。ただし、短辺（点在する農地又は非農地を矩形とみなした場合）が30m未満のものはこの限りではない。 なお、今回調査は調査用システム上で面積測定を行い、農地界の精度が農地面積に直接反映されるため、前回調査より高い精度が要求される（前回調査は、メッシュ調査票での面積調整）。 ・調査の参考とする各種既存資料 ア. 「農地環境緊急対策事業」により生成したオルソ画像 イ. 航空写真（税務課等） ウ. ほ場整備事業等の面的整備事業平面図（確定測量図・換地図等） エ. 国土調査（地籍調査）結果 オ. その他農地の現状を確認できる図面等 地目は、土地登記簿上の地目ではなく、現況で判断する。 地目界の修正等に当たっては、調査用システム上（背景図の縮尺を拡大変更）で、入力可能な範囲で行い、小規模に点在する地目については、その一団の塊が10a程度以上のものを対象に入力する。ただし、短辺（点在する農地又は非農地を矩形とみなした場合）が30m未満のものはこの限りではない。	

項 目	記 入 方 法						
	地目区分は、農林水産省統計情報部が実施する「耕地面積統計調査」における定義に準ずるものとし、その区分は次のとおりである。 農地 = 耕地 └ 田 └ 畑 └ 普通畑 └ 牧草地 └ 樹園地 耕 地：農作物を栽培する土地で、畦畔を含む。 田：かんがい施設を有し、たん水を必要とする作物の栽培を基本とする耕地。 畑：田以外の耕地を畑とする。 普通畑：畑のうち、牧草地及び樹園地を除く全てのもので、草本性作物及び苗木等の栽培を常態とする畑をいう。 牧草地：畑のうち、牧草の栽培を専用とする畑で、採草放牧地（耕うん、肥培管理等を行わない）は含まれない。 樹園地：畑のうち、木本性永年作物を1 a以上集団的（規則的・連続的）に栽培する畑をいう。なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこの栽培を行う竹林もこれに含まれる。 <耕地面積統計調査結果との比較> 農地・土地利用計画区分の作成段階において、地目別の農地面積と耕地面積統計調査結果（平成13年8月1日時点）との面積差が市町村ごとに一定の範囲内（下表）になるまで農地界の修正を行う。 なお、平成13年8月1日時点の耕地面積統計調査結果は、現時点では公表されていないため、当面は平成12年8月1日時点の面積で調整を行う。 〔一定の範囲〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 目</th><th>許 容 範 囲 (耕地面積統計を100とした場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td><td>1 0 0 ～ 1 2 5</td></tr> <tr> <td>畑（普通畑、牧草地、樹園地）</td><td>1 0 0 ～ 1 1 0</td></tr> </tbody> </table> 耕地面積統計調査結果と地目別の農地面積との面積差が著しく乖離するような場合は、その要因を右記の様式により整理を行う。	地 目	許 容 範 囲 (耕地面積統計を100とした場合)	田	1 0 0 ～ 1 2 5	畑（普通畑、牧草地、樹園地）	1 0 0 ～ 1 1 0
地 目	許 容 範 囲 (耕地面積統計を100とした場合)						
田	1 0 0 ～ 1 2 5						
畑（普通畑、牧草地、樹園地）	1 0 0 ～ 1 1 0						

解

説

牧草地の判断は、以下による。

牧草地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、経過年数（おおむね7年未満）とは場の生産力から判断して、耕地と見られる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付の都合により牧草を1～2年栽培する場合は、普通畑とする。

また、採草地とするために耕うんし、牧草を播種した場合はもちろん、本来、放牧地と使用するため耕うんし、牧草を播種した場合も牧草地とする。

なお、牧草地として造成した（牧草地であった）が、使用年数も長く（おおむね7年以上）、生産量も低く、かつ将来これを耕起して使用することが出来ない状態、又は使用しないと判断される場合は、牧草地（耕地）には含めない（退化牧草地）。

樹園地でいう「集団的（規則的・連続的）」とは、一定のうね幅及び株間をもち、前後左右に連続して栽培されているもの。

<耕地面積統計調査結果との整合>

農林水産省統計情報部が行う「耕地面積統計調査」における耕地面積は、サンプリング調査等に基づく推計により求められているものであり、調査方法の違いから今回実施する「第4次土地利用基盤整備基本調査」の結果や市町村等が独自に有しているデータと異なる場合があるが、「耕地面積統計」は、統計法に基づく指定統計であり、農林水産省が進める施策や対外的な説明を行う場合の基本となっていることから、農林水産省が農地（耕地）を対象として行う調査においては、耕地面積統計調査結果との整合が必要となる。

ただし、耕地面積統計調査結果と整合を図ることによって、図面と実際の現地の状況が著しく乖離するような場合はこの限りではない。

※乖離要因整理表

地 目	図測	統計	差	乖 離 要 因
田				
普通畑				
牧草地				
樹園地				

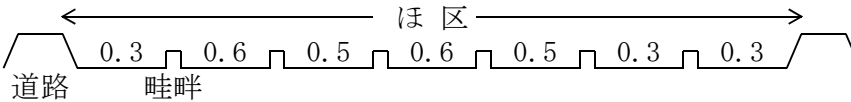
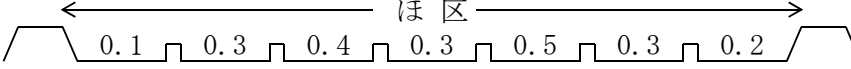
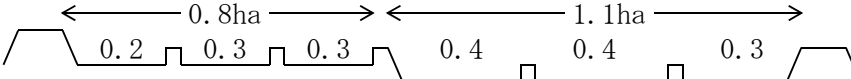
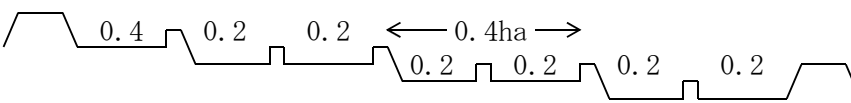
[一定の範囲の根拠]

地形図（1/25,000）上で確認不可能な道路及び水路等に作図誤差を考慮し決定した。

項 目	記 入 方 法			
(2) 土地利用計画 区分	市町村の行政区域内全域を対象に下表に示す各区域（地域）について区分界を記入する。 各区域（地域）の彩色は下表のとおり。			
	区 分	内 容	区分番号	彩 色
	農業振興地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という）第8条第2項第1号に規定する農用地区域	1 茶 色
		その他区域	農振法第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域のうち農用地区域を除く地域	2 紫 色
	市街化区域等		都市計画法第7条第1項の規定に基づき指定された市街化区域及び同法第8条第1項第1号の規定に基づき指定された用途地域	3 青 色
	その他の地域		市町村の行政区域のうち、上記の農業振興地域及び市街化区域等を除いた地域	4 彩 色 しない

解	説
農業振興地域については、最新の農業振興地域整備計画(以下「農振計画」)土地利用計画図(附図1号)を基に区分界を記入し、農振法担当者の確認を得る。 市街化区域等については、最新の都市計画総括図を基に区分界を記入し、都市計画法担当者の確認を得る。	

項 目	記 入 方 法					
2. 整備状況	調査項目は、区画形状、農道、用水及び排水の4項目とし、調査項目ごとの整備状況の区分は次のとおり。					
(1) 区画形状	田にあっては区画（耕区）の形状、一区画（耕区）の大きさ及びほ区内の均平度により、畑にあっては区画（耕区）の形状により区分する。 各区分ごとの彩色は下表のとおり。					
	地 目	区 画 形 状		区分番号	彩 色	
	田	整	1ha以上	1	紫 色	
			0.5ha以上1.0ha未満	2	橙 色	
			0.3ha以上	ほ区均平	3	赤 色
			0.5ha未満	そ の 他	4	桃 色
		形	0.2ha以上	ほ区均平	5	茶 色
			0.3ha未満	そ の 他	6	青 色
			0.2ha未満		7	緑 色
	畑	整 形		8	黄緑色	
	田畑共通	不 整 形		9	黄 色	

解	説
整備状況は、過去に土地改良事業等を実施した地区にあっては、その実績を確実に反映させること。	
(解説①) 田にあっては、一区画（耕区）の形状により整形、不整形に区分し、整形の場合は一区画（耕区）の大きさにより区分するとともに、区画（耕区）の大きさが0.2ha以上0.5ha未満の場合にあっては、ほ区内の均平度により「ほ区均平」と「その他」（解説②）に区分する。 畑にあっては、一区画（耕区）の形状により整形、不整形に区分する。 整形とは、原則として方形に整形されているものとするが、区画整理を行った場合に整備対象地の縁辺部で道路、河川、集落等によりやむを得ず生ずる計画標準区画に満たない区画（耕区）、方形にならない区画（耕区）（いわゆる「整備後の端田」）及び整備対象から除外されたほ場等は整形に含める。 不整形とは、等高線区画などで上記の整形に含まれないもの。 (解説②) 区画形状の判断 区画形状の判断は、原則としてほ区単位でとらえ、複数の区画形状が存在する場合は、ほ区内で最も多い面積を占める区分とするが、同一区分のほ区が連続している場合は、ほ区単位に分割する必要はない。 「ほ区均平」とは、ほ区内の田面差がほとんどないもの（ほ区内の田面差が±5cm未満）で、畦畔除去等の簡易な手法により、ほ区単位の大区画化（0.5ha以上）が可能なもの。 「その他」とは、区画（耕区）に田面差があるもの（ほ区内の田面差±5cm以上）で、畦畔除去等の簡易な手法ではほ区単位の大区画化が困難なもの。 なお、数区画（耕区）が均平（数区画（耕区）の田面差が±5cm未満）となっている場合は、その数区画（耕区）で畦畔除去等の簡易な手法により大区画化が可能な場合は「ほ区均平」に含め、均平な数区画（耕区）で畦畔除去等を行っても大区画化が困難（0.5ha未満）な場合は「その他」に含める。 ケース1：区分番号2<0.5ha以上1.0ha未満>  ほ区内7区画・3.1haのうち、0.5~1.0haが4区画・2.2haで最も多い ケース2：区分番号3<0.3ha以上0.5ha未満、ほ区均平>  ほ区内7区画・2.4haのうち、0.3~0.5haが5区画・2.1haで最も多く、畦畔除去で0.5ha以上になる ケース3：区分番号3<0.3ha以上0.5ha未満、ほ区均平>  ほ区内6区画・1.9haのうち、0.3~0.5haが5区画・1.7haで最も多く、畦畔除去で0.5ha以上になる ケース4：区分番号6<0.2ha以上0.3ha未満、その他>  ほ区内7区画・1.6haのうち、0.2~0.3haが6区画・1.2haで最も多く、畦畔除去でも0.5ha以上にならない	

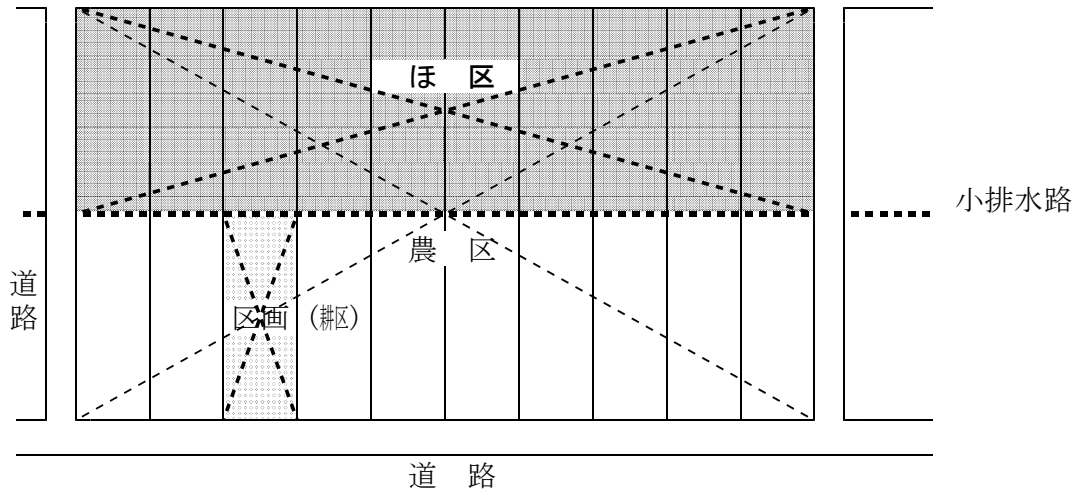
項 目	記 入 方 法

解

説

(解説③) 設計基準による区画(耕区)、ほ区、農区の定義

- (1) 区画(耕区)……けい畔によって境界が明かになる耕作上の最少単位である。
- (2) ほ区……小排水路と道路等(一般的には道路沿いに用水路が配置される)の永久施設に囲まれた範囲である。通常10～15区画(耕区)により構成される。
- (3) 農区……周辺を農道によって囲まれた範囲で、通常小排水路の両側2ほ区により構成される。



項 目	記 入 方 法																	
(2) 農 道	末端農道の整備状況により区分する。 各区分ごとの彩色は下表のとおり。 <table><tr><th colspan="2">末端農道整備状況</th><th>区分番号</th><th>彩 色</th></tr><tr><td rowspan="2">完 備</td><td>幅員 4 m 以上</td><td>1</td><td>桃 色</td></tr><tr><td>幅員 3 m 以上 4 m 未満</td><td>2</td><td>橙 色</td></tr><tr><td colspan="2">不 備</td><td>3</td><td>黄緑色</td></tr></table>			末端農道整備状況		区分番号	彩 色	完 備	幅員 4 m 以上	1	桃 色	幅員 3 m 以上 4 m 未満	2	橙 色	不 備		3	黄緑色
末端農道整備状況		区分番号	彩 色															
完 備	幅員 4 m 以上	1	桃 色															
	幅員 3 m 以上 4 m 未満	2	橙 色															
不 備		3	黄緑色															

解

説

農道については、原則として各区画（耕区）が幅員（全幅）3 m以上の道路に接しているものを完備とし、各区画（耕区）に接する道路の主たる幅員（全幅）により「幅員4 m以上」と「幅員3 m以上4 m未満」に区分する。

なお、土地改良事業等で整備された末端農道であって、地形上の制約（急傾斜地、谷地田等）から道路の幅員が3 m未満である場合、及び索道、軌道等の農道の代替施設が整備されている場合（急傾斜地の樹園地等）は完備に含める（この場合、「幅員3 m以上4 m未満」に区分）。

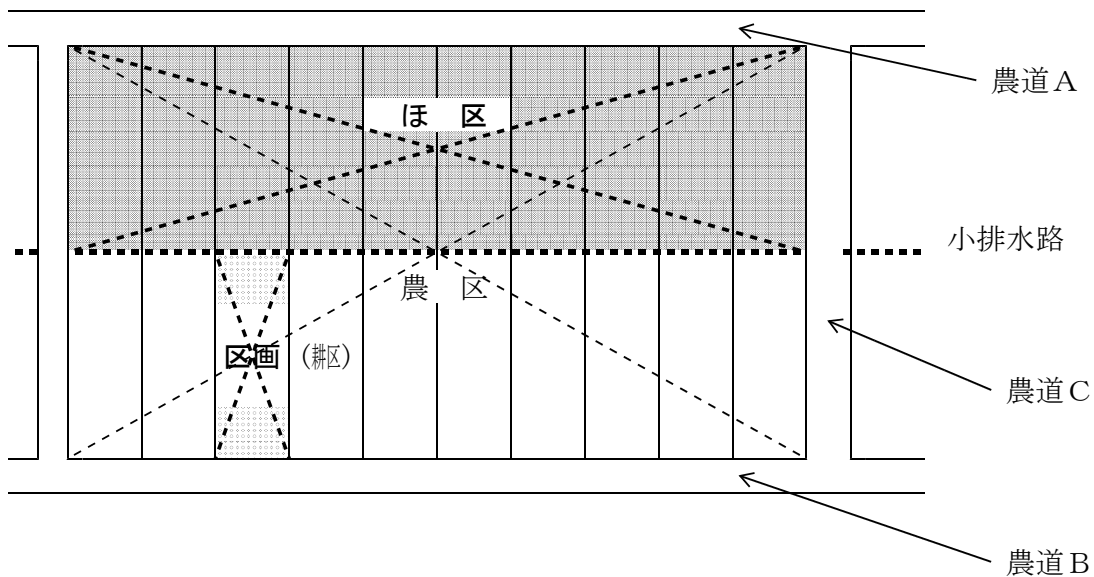
末端農道の整備状況の判断に当たっては、原則として、ほ区以上の単位でとらえ、その大半の区画（耕区）が接している農道の主たる幅員（全幅）で判断する。

（参考）

ケース1：下図の農道Aが幅員4.5 mで農道Bが幅員3.5 mの場合は、小排水路上に区分界を記入し、農道A側のほ区を区分1（幅員4 m以上）に、農道B側のほ区を区分番号2（幅員3 m以上4 m未満）に区分する。

ケース2：下図の農道Aが幅員3.5 mで農道Bが2.0 mの場合は、小排水路上に区分界を記入し、農道A側のほ区を区分番号2（幅員3 m以上4 m未満）に、農道B側のほ区を区分番号3（不備）に区分する。

ケース3：下図の農道A・Bともに幅員2.0 mで農道Cが幅員3.5 mの場合は、すべて区分番号3（不備）に区分する。



項 目

(3) 用 水

記 入 方 法

田にあつては、末端用水施設（支線用水路）の整備状況により、畑にあつては畑地かんがい施設の整備状況により、それぞれ次のように区分する。
各区分ごとの彩色は下表のとおり。

【田】

末端用水施設		区分番号	彩 色
完 備	管水路（パイプライン）	1	赤 色
	開水路	2	桃 色
不 備		3	橙 色

【畑】

畑地かんがい施設			区分番号	彩 色
有 り	事業による	配水施設	4	青 色
		そ の 他	5	緑 色
	事業によらない		6	黄緑色
無 し			7	黄 色

水田にあっては、原則として用水路と排水路が分離され、各区画（耕区）における自由な用排水操作（各区画（耕区）単位での取水、落水）が可能なものを完備とし、末端用水路の構造により「管水路（パイプライン）」と「開水路」に区分する。

（注）・パイプライン：用水の供給が一定の水圧を有する管路で行われ、各区画（耕区）ごとに設けられた水栓を開閉することにより、用水管理を行うもの。

・開水路：用水の供給が水面の見える開水路で行われ、分土工（ゲート、角落とし等）の操作により各区画（耕区）の用水管理を行うもの。

なお、急傾斜地等の整備済み水田においては、用排水兼用水路であっても各区画（耕区）ごとの用排水操作に支障がないものについては「完備」に含める。

田越しかんがいを行う棚田や用排水整備が行われていない低平地等で、各区画（耕区）ごとの自由な用排水操作が困難なものは不備とする。

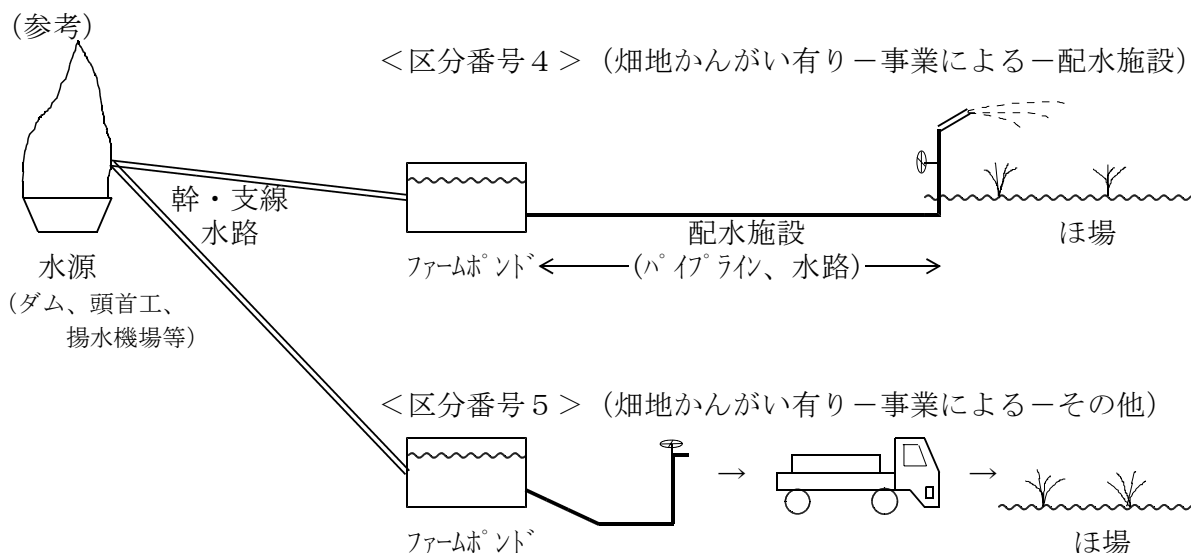
「畑地かんがい施設」とは、取水施設、送水施設等の恒久物によって構成されたもの。

「事業による」とは、土地改良法に基づく土地改良事業、都道府県及び市町村の単独事業、農林漁業金融公庫の融資を受けて行う事業によって整備されたもの。

「事業による」のうち「配水施設」とは、各区画（耕区）へかんがい用水を配水できる施設（散水かんがい、地表かんがい、地下かんがい等が可能な給水栓）が各区画（耕区）ごとに整備されているもの。

また、事業により基幹的施設（水源、幹・支線水路、ファームポンド等）までの整備に止まり、各区画（耕区）まで配水施設（各区画（耕区）へかんがい用水を配水するための施設）が整備されていないものは「その他」に区分する。

「事業によらない」とは、農家が個人レベルで確保した水源（溪流水や雨水の貯留槽、打ち抜き井戸等）から、可搬式ポンプやポリタンク（トラック等に積載）等の手段で各区画（耕区）へかんがい用水を配水しているもの。



<区分番号6>（畑地かんがい有り－事業によらない）

上記の一連の施設等を事業によらず農家個人が設置しているもの。

項 目	記 入 方 法																									
(4) 排 水	出水時の湛水状況及び地下水の状況により次のように区分する。 各区分ごとの彩色は下表のとおり。 <table><tr><th>湛水状況</th><th>地下水の状況</th><th>区分番号</th><th>彩 色</th></tr><tr><td rowspan="2">4 時間排除</td><td>地下水位 7 0 cm以深</td><td>1</td><td>桃 色</td></tr><tr><td>地下水位 7 0 cm以浅</td><td>2</td><td>橙 色</td></tr><tr><td rowspan="2">日排除程度</td><td>地下水位 7 0 cm以深</td><td>3</td><td>黄緑色</td></tr><tr><td>地下水位 7 0 cm以浅</td><td>4</td><td>黄 色</td></tr><tr><td rowspan="2">排 水 不 良</td><td>地下水位 7 0 cm以深</td><td>5</td><td>青 色</td></tr><tr><td>地下水位 7 0 cm以浅</td><td>6</td><td>赤 色</td></tr></table> 注1) 湛水状況 ① 4 時間排除 出水時にあって、湛水が 4 時間以上続く面積が10%未満のもの。(湛水が畝高程度にとどまり、畑作物が冠水しない面積が90%以上のもの。) 設計基準などで 4 時間雨量 4 時間排除とされているもので、具体的には降水時において 4 時間以上連続した湛水がないもの(降水時に畑作物の冠水被害がないもの)であり、これらの面積が団地としてとらえた場合90%以上のもの。 ② 日排除程度 出水時にあって、湛水が1日以上続く面積が10%未満のもの。 設計基準などで日雨量日排除とされているもので、具体的には降水時において 1 日(24時間)以上連続した湛水がないもの(降水時に水稻の冠水被害がないもの)であり、これらの面積が団地としてとらえた場合90%以上のもの。 ③ 排水不良 出水時にあって、湛水が1日以上続く面積が10%以上のもの。 上記①②以外のもので、降水時において 1 日(24時間)以上の湛水があるもの。	湛水状況	地下水の状況	区分番号	彩 色	4 時間排除	地下水位 7 0 cm以深	1	桃 色	地下水位 7 0 cm以浅	2	橙 色	日排除程度	地下水位 7 0 cm以深	3	黄緑色	地下水位 7 0 cm以浅	4	黄 色	排 水 不 良	地下水位 7 0 cm以深	5	青 色	地下水位 7 0 cm以浅	6	赤 色
湛水状況	地下水の状況	区分番号	彩 色																							
4 時間排除	地下水位 7 0 cm以深	1	桃 色																							
	地下水位 7 0 cm以浅	2	橙 色																							
日排除程度	地下水位 7 0 cm以深	3	黄緑色																							
	地下水位 7 0 cm以浅	4	黄 色																							
排 水 不 良	地下水位 7 0 cm以深	5	青 色																							
	地下水位 7 0 cm以浅	6	赤 色																							

解

説

実際に湛水状況及び地下水の状況を判断する場合、現場目視や実測調査が困難であることから、前回調査データを基に当該地区の事業計画書や工事实績等から判断する。排水改良を伴う事業の実施からかなりの年月が経過していたり、事業を実施していない場合は、下表を目安として現場状況等から判断する。

＜排水条件と作物の生育・機械作業との関係＞（排水状況判断の目安）

湛水状況 地下水位		4 時間排除		日排除程度		排水不良	
		生 育	機械作業	生 育	機械作業	生 育	機械作業
地 下 水 位 7 0 cm以深	区分番号	1		3		5	
	水 稻	良	適	良	適	不良	否
	畑 作 物	良	適	不良	適	不良	否
地 下 水 位 7 0 cm以浅	区分番号	2		4		6	
	水 稻	良	否	良	否	不良	否
	畑 作 物	不良	否	不良	否	不良	否

本表は、あくまでも作物の生育、機械作業の観点からの目安であり、湛水状況と地下水位の関係から必ずしもこうなるというものではない。

なお、生育欄の「良」は、湛水状況及び地下水位の面から作物の良好な生育を確保するための特別な管理（高畝栽培等）が不要な場合、「不良」は、作物の良好な生育を確保するための特別な管理が必要な場合である。

※「出水時」とは、1 0 年に一度程度の確率で降る大雨。

項 目	記 入 方 法
	注2) 地下水の状況 地下水の状況については、地下水位 7 0 cmが作物の良好な栽培及びほ場作業における機械の効率的な運行の目安となる水位であるので、これを基準として、それより深いか浅いかの判断をする。 ①地下水位 7 0 cm以深 通常の水管理において、冬期の田又は畑面から地下水位が約 7 0 cm以深(夏期では、おおむね 4 0 c m～ 5 0 c m以深)に保たれることによって、畑作物の栽培が通常の水管理で可能となりうるものであり、暗きょ排水等により地下水位が必ずしも 7 0 cm以深でなくとも、畑作物の栽培が十分可能なものも含まれる。 また、暗渠等が既に施行されているが、その効果の発現には、しばらく日時を要するものを含む。 ②地下水位 7 0 cm以浅 高畝栽培等の特別な水管理を行わなければ普通作物の栽培に困難が伴うもの。 なお、暗きょ等が既に施工され、やがて地下水位の改善が見込まれるものは除く。

解 説			
(参考1) 汎用耕地化の整備指標 (「国営土地改良事業調査計画マニュアル」(H5.3))			
方 策 の 視 点	整 備 指 標		
	項 目	汎用田(水田畑利用)	普通田(水稲単作)
排水 作物の湿害防止及び生育上好ましい土壌水分環境の確保、機械化作業上好ましいほ場の地耐力確保等に排水対策が重要である。	1. 地表水排除 1) 排水量	・ 4時間雨量4時間排除により算定した排水量	・ 日雨量日排除により算定した排水
	2) 許容湛水	・ 無湛水	・ 30cm、やむを得ず30cmを越える場合は湛水時間24時間以内
	2. 地下水排除 1) 排水量	・ 20～50mm/日	・ 10～50mm/日
	2) 地下水位 ①降雨後2～3日 ②常時(降雨後7日以降)	・ 40～50cm ・ 50～60cm	・ 30～40cm ・ 40～50cm
(参考2) 作物生育と地下水位 (「土地改良事業計画設計基準 計画「暗きょ排水」(H12.11)) 各種の試験結果によると、整備目標の基本的な指標となる、作物生育にとって望ましい土地利用区分別地下水位(計画地下水位)は表-3.2.1に示すとおりである。			
表-3.2.1 土地利用区分別地下水位及び低下日数			
土地利用形態	降雨後2～3日の地下水		常時地下水位 (降雨後7日以降)
水田(落水後)	地表面下	30～40cm	地表面下 40～50cm
畑	〃	40～50cm	〃 50～60cm
水田の畑利用	〃	50～60cm	〃 60～100cm
その他(樹園地)	〃	50～60cm	〃 60～100cm

項 目	記 入 方 法																		
3. 傾斜状況	傾斜状況の区分は、次のとおりとする。 〔田〕 <table> <tr> <th>区 分</th><th>区分番号</th></tr> <tr> <td>1 / 3 0 0 未満</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1 / 3 0 0 ～ 1 / 1 0 0 未満</td><td>2</td></tr> <tr> <td>1 / 1 0 0 ～ 1 / 2 0 未満</td><td>3</td></tr> <tr> <td>1 / 2 0 以上</td><td>4</td></tr> </table> 〔畑〕 <table> <tr> <th>区 分</th><th>区分番号</th></tr> <tr> <td>8° 未満</td><td>5</td></tr> <tr> <td>8° ～ 1 5° 未満</td><td>6</td></tr> <tr> <td>1 5° 以上</td><td>7</td></tr> </table>	区 分	区分番号	1 / 3 0 0 未満	1	1 / 3 0 0 ～ 1 / 1 0 0 未満	2	1 / 1 0 0 ～ 1 / 2 0 未満	3	1 / 2 0 以上	4	区 分	区分番号	8° 未満	5	8° ～ 1 5° 未満	6	1 5° 以上	7
区 分	区分番号																		
1 / 3 0 0 未満	1																		
1 / 3 0 0 ～ 1 / 1 0 0 未満	2																		
1 / 1 0 0 ～ 1 / 2 0 未満	3																		
1 / 2 0 以上	4																		
区 分	区分番号																		
8° 未満	5																		
8° ～ 1 5° 未満	6																		
1 5° 以上	7																		

解	説
	傾斜状況は、原則として国土地理院「数値地図 5 0 mメッシュ（標高）」により、別途 G I S 上で 3 次元解析機能により生成する。 したがって、都道府県、市町村においては、特段の作業は生じない。 なお、傾斜データの G I S 処理は、別途、農村振興局で行い、調査結果の全国集約後にその農地状況データにオーバーレイ処理を行い傾斜別面積の集計を行うものである。